

議案第六十四号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される港区職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年九月八日

提出者 港区長 武井雅昭

外国の地方公共団体の機関等に派遣される港区職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される港区職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年港区条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号中「引き続き」を「引き続き」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 港区職員の定年等に関する条例第九条の規定により同条第一項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

付 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（説明）

地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）の施行による地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。